

平成 26 年 3 月 31 日

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取扱いについて

八王子市福祉部介護保険課

要支援 1 又は要支援 2 及び要介護 1（以下「軽度者」という。）の者に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、原則として算定できないとされています。

しかし、厚生労働大臣が定める者の状態像（九十五号告示第二十五号のイで定める状態）に該当する者については、市の確認を得る等、一定の条件を満たす場合には例外的に福祉用具貸与費を算定することが認められています。

軽度者に対して福祉用具貸与費を算定される場合には、下記手順により、市へ届け出を行ってください。

また、軽度者に対する福祉用具貸与に関して、よくお問い合わせいただく内容を別添資料のとおりまとめましたので参考にしてください。

記

1 例外給付の対象となる福祉用具の種目

(1) 要支援 1・2、要介護 1 の利用者

ア 車いす及び車いす付属品（電動車いす含む）

イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品

ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器

エ 認知症老人徘徊感知機器

オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

(2) 要介護 2、要介護 3 の利用者

ア 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

2 軽度者に対する福祉用具貸与の届出要否の判断

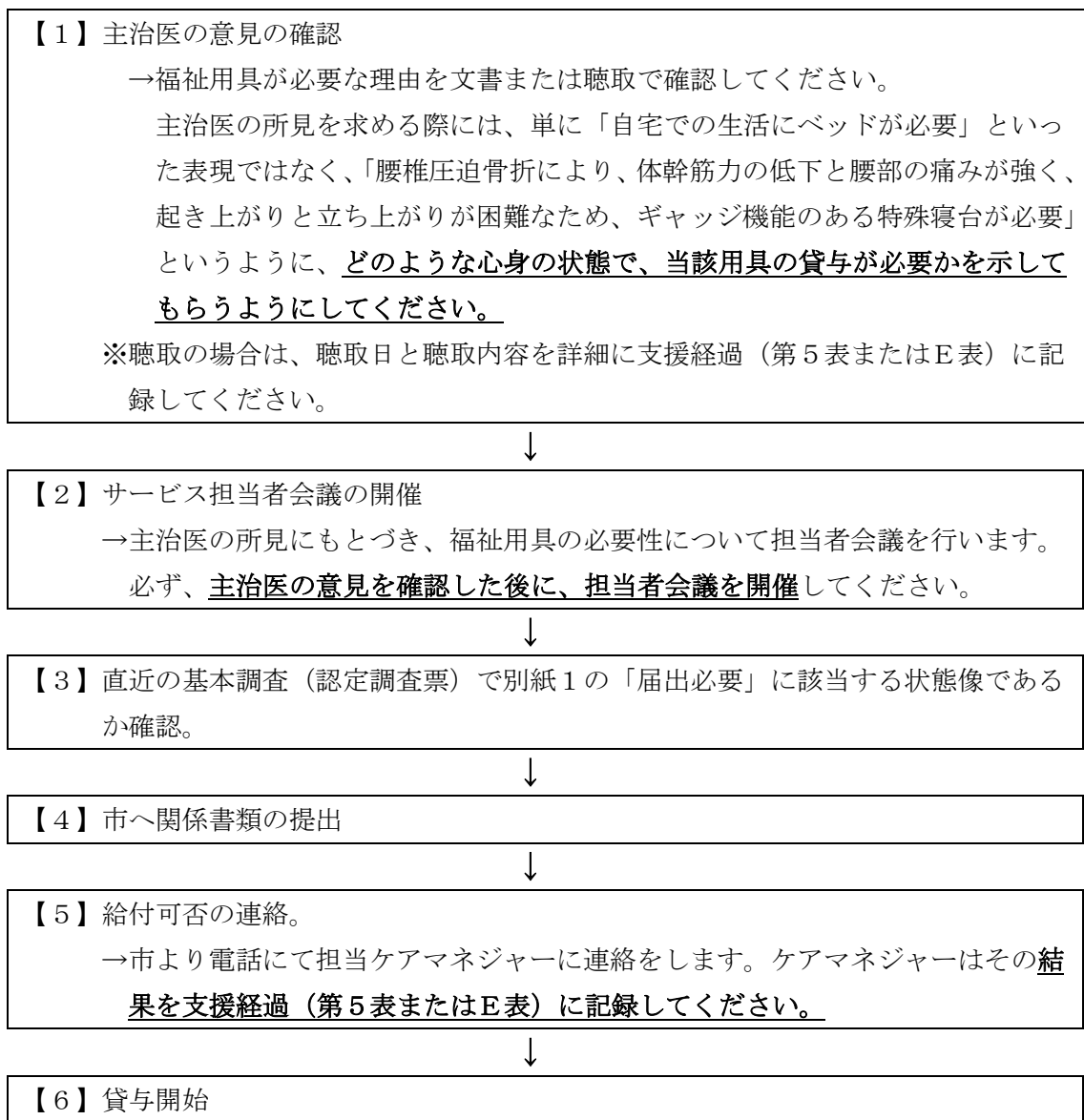
別紙1のとおり。

3 提出書類

- (1) 軽度者に対する福祉用具貸与に係る届出書
- (2) 軽度者に対する福祉用具貸与に係る利用者の状態確認表（**電動車いす貸与時のみ**）
- (3) 居宅サービス計画1～4表（介護予防の場合は介護予防サービス計画A～D、E表）の写し
- (4) 医学的所見を確認した書類・文書の写し（医学的な所見を文書で確認した場合のみ。）
- (5) 居宅介護支援経過 第5表（介護予防の場合は介護予防支援経過記録E表）

※担当ケアマネジャーが主治医から医学的所見を聴取した場合のみ

4 手順



5 留意事項

- (1) 軽度者に福祉用具を例外給付するにあたっては、老企第36号第2の9(2)において当該福祉用具が必要な状態に該当することが「医師の医学的な所見に基づき判断され」かつ「サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断され」ていることを「市町村が書面等確実な方法により確認すること」とされています。

必ず、主治医の意見確認を行ったうえで担当者会議を実施し、福祉用具の必要性を判断してください。

- (2) サービス担当者会議を開催する際は、福祉用具専門相談員等で軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の参加を求めるようにしてください。

6 再度の申請について

以下のうち、いずれかの変更があった場合には、再度、市の確認を受けてください。

- (1) 利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
- (2) 新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

(担当) 八王子市福祉部介護保険課 給付担当 電話：042(620)7416 FAX：042(620)7418
--